

## 令和8年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、企業等のCSR活動を活性化させ、企業等と地域貢献活動を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体等（以下、「NPO」という。）とのつながりを創出し、地域課題解決に向けた取組を支援するため、企業等からの寄付を活用して、NPOが行う地域貢献活動に係る事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

### (助成対象事業者)

第2条 助成金の交付対象者（以下、「助成対象事業者」という。）は、茨城県内に拠点を有し地域貢献活動を行う以下のいずれかに該当する団体とする。

#### (1) 特定非営利活動法人

#### (2) ボランティア団体等の営利を目的としない団体で次のいずれにも該当する団体

- ア 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、責任者を記載した会員名簿を備えていること
- イ 団体の構成員が5名以上の団体であること
- ウ 宗教活動や政治活動を行う団体ではないこと
- エ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体ではないこと
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと

### (助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域課題解決に向けた非営利活動であり、企業との連携が可能な事業であること。
- (2) 茨城県内で実施する事業であること。
- (3) 原則として、同一事業について、他の制度による助成を受けていないこと。
- (4) 環境分野、教育・文化分野、青少年・こども分野、医療・福祉分野、まちづくり・防災分野、外国人地域参加促進分野のいずれかの分野に該当する活動であること。

### (助成対象経費)

第4条 助成対象事業の実施に必要な経費とし、交付決定前に使用した経費のほか、次に掲げるものを除く。

項目	対象外
人件費 報償費 旅費	・ 団体構成員や常勤職員への給与、報償、旅費等 ・ 金券（商品券、ギフト券等）
使用料及び賃借料	・ 団体構成員や常勤職員が所有する建物等の賃借料 ・ 賃貸借人に関する書類の無い賃借料
その他	・ 汎用性の高い物の取得にかかる費用 (例) 車、パソコン、携帯電話 等 ・ 不動産の取得にかかる費用 ・ 対象となる費用の範囲を限定できないもの (例) 公共料金（電気、ガス、水道）、通信料、回線料サーバ利用料など

### (助成金の交付額上限)

第5条 助成金の交付額は、1事業当たり200千円とし、それを超える事業経費については事業者負担とする。なお、交付申請時において助成対象経費が200千円を下回る事業は、助成対象外とする。

### (助成対象事業の実施期間)

第6条 助成対象事業の実施期間は、交付決定した日から令和9年3月10日までとする。

(助成対象事業の交付申請)

第7条 助成対象事業者は、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第3条第1項の規定に基づき、原則として「いばらき電子申請・届出システム」により、別に定める日までに、交付申請書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第2号）、及び団体概要書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、インターネットの利用環境がない等の理由がある場合は、書面にて関係書類を提出することができる。

(助成対象事業者の決定)

第8条 知事は、第7条の申請があったときは、審査を実施し、助成対象事業の交付先を決定する。

(助成対象事業者の通知)

第9条 規則第7条の規定による通知については、決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

また、審査の結果、不交付とした申請は、知事が不交付決定通知書（様式第5号）により助成対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 助成対象事業者が第9条の規定による通知を受領した場合において当該申請を取り下げようとするときは、同条の通知を受領した日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(助成対象事業の内容及び経費の変更)

第11条 第9条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な場合を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成対象事業者の自由な創意により、能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

イ 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 助成対象事業の事業総額を20%以上変更しようとするとき。

2 知事は、前項に規定により提出された申請書の内容を精査し、承認することが適当と認めたときは、変更承認通知書（様式第7号）により助成対象事業者あて通知するものとする。

(助成対象事業の中止又は廃止)

第12条 対象事業者は、助成対象事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、第11条の規定により助成対象事業の変更の承認をしたとき、及び第12条の規定により助成対象事業の中止又は廃止の承認をしたときは、当該助成対象事業に係る助成金の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 知事は、助成対象事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要項に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定により変更又は取消を行った場合には、知事は、助成対象事業者に対し期限を付して既に交付した助成金の全額又は一部の返還を命じることができるものとする。

(遂行状況の報告等)

第14条 知事は、必要に応じ、助成対象事業者に対し、助成対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必

要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第15条 助成対象事業者は、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第3条第1項の規定に基づき、原則として「いばらき電子申請・届出システム」により、助成対象事業が完了した日（中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して10日を経過した日又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第9号及び別紙）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。ただし、インターネットの利用環境がない等の理由がある場合は、書面にて関係書類を提出することができる。

2 助成対象事業者は、前項の実績報告書を提出しようとする場合、当該助成対象事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかなきときは、これを減額して報告しなければならない。

(助成額の確定)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査して助成金の額を確定し、助成対象事業者に対し、確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

2 知事は必要に応じ、助成対象事業者に対し、助成対象事業に関する資料の提出を求めることが出来る。

(助成金の支払)

第17条 知事は、第16条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成対象事業者に対し助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払することができるものとする。

2 助成対象事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う助成金の返還)

第18条 助成対象事業者は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第12号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、知事は助成対象事業者に対し、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保存)

第19条 助成対象事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税に係る帳簿の保存は、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

(財産の管理)

第20条 助成対象事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、助成対象事業が完了した後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成対象事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 助成対象事業者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合、その他知事が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 前項に規定する知事が定める期間は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40

年大蔵省令第15号) に定める期間とする。

- 3 助成対象事業者は、第1項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分について文章にて申出なければならない。
- 4 知事は、助成対象事業者が第1項に規定する第3項の承認をしようとするときは、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 5 知事は、取得財産等を処分することにより収入があった場合、助成対象事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(情報公開)

第22条 助成対象事業者は、助成対象事業の内容と成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。

- 2 助成対象事業者は、知事が助成対象事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

(その他必要な事項)

第23条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付則

この要項は、令和8年4月24日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

団 体 名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和8年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金 交付申請書

令和8年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業について、下記のとおり申請します。

記

1. 事業申請額 金 円

2. 事業名

（事業内容は「事業実施計画書」のとおり）

3. 事業総額 金 円

4. 添付資料

定款・会則

会員名簿（構成員5名以上であることが確認できるもの）

事業概要説明資料

年間活動計画書及び年間収支予算書

団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料（新聞記事、会報等）

様式第2号（第7条関係）

事業実施計画書

1 事業内容

事業名	
事業実施期間	交付決定日 ～ 令和 年 月 日
事業実施場所	
事業目的	
事業分野	※該当するものに○（複数選択可） 1 環境                      2 教育・文化                      3 青少年・子ども 4 医療・福祉              5 まちづくり・防災              6 外国人地域参加促進
事業内容 （具体的な活動）	
受益者数 / 参加者数	
実施方法 （人員体制、参加費）	
実施回数	

2 企業等との連携が可能な活動内容

連携可能な活動内容	
-----------	--

3 企業等との連携実績

企業との連携実績	連携先、連携内容、時期 等
企業以外との連携実績	連携先、連携内容、時期 等

4 事業に対する意気込み・想い（自由記載）

--

5 経費内訳

収入の部		
項目	予算額	備考
県助成金	円	
自己資金	円	
その他収入	円	
合計	円	

支出の部		
項目	予算額	備考
消耗品費・材料購入費	円	
印刷製本費	円	
通信運搬費	円	
使用料	円	
保険料	円	
謝金	円	
旅費	円	
人件費	円	
助成対象経費計	円	
助成対象外経費計	円	
合計	円	



様式第4号（第9条関係）

多 推 第 号  
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和8年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金 交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった標記助成金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成金の交付決定額 金 円
- 2 助成対象事業名
- 3 事業総額 円

様式第5号（第9条関係）

多 推 第 号  
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和8年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金 不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった標記助成金については、審査の結果、不交付とすることに決定したので通知します。

茨城県知事 殿

団 体 名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和8年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金 変更承認申請書

令和 年 月 日付多推第 号をもって交付決定通知があった標記助成金の事業の内容を下記のとおり変更したいので、令和8年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付要項第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成対象事業の名称

2 変更の理由

3 変更の内容

4 助成対象事業に要する経費額の変更

項目	交付決定時	変更後の申請額	差引増減額
助成対象事業総額	円	円	円
うち助成対象経費	円	円	円

※助成対象経費が増額する場合でも、交付決定額の増額変更は行われません。

様式第7号（第11条関係）

多 推 第 号  
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和8年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金 変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった標記助成金の変更について、承認します。

茨城県知事 殿

団 体 名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和 8 年度茨城県企業連携型 N P O 活動支援事業助成金 中止（廃止）承認申請書

標記について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和 8 年度茨城県企業連携型 N P O 活動支援事業助成金交付要項第 12 条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

茨城県知事 殿

団 体 名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名  
会 計 責 任 者 氏 名

令和8年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金 実績報告書

令和 年 月 日付けで標記助成金に係る事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名

2. 助成金額等

(1) 交付決定額

金 円

(2) 事業に要した経費

金 円

※うち助成対象経費

金 円

(3) 助成金額

金 円

3. 事業完了日

令和 年 月 日

(備考)

- ・支出証拠書類として、領収書等支出した金額が確認できる書類の写しを添付すること。
- ・活動状況等を取りまとめた書類を添付すること。  
(例：成果品、事業の写真、広報チラシ、事業を紹介した会報、記事など)

様式第9号別紙（第15条関係）

事業結果報告書

1 事業内容

事業名	
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業実施場所	
事業内容 (具体的な活動)	
事業成果	

2 収支決算

収入の部		
項目	決算額	備考
県助成金	円	
自己資金	円	
その他収入	円	
合計	円	

支出の部		
項目	決算額	備考
消耗品費・材料購入費	円	
印刷製本費	円	
通信運搬費	円	
使用料	円	
保険料	円	
謝金	円	
旅費	円	
人件費	円	
助成対象経費計	円	
助成対象外経費計	円	
合計	円	

様式第 10 号（第 16 条関係）

多 推 第 号  
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 8 年度茨城県企業連携型 N P O 活動支援事業助成金 確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記助成金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）第 14 条の規定により、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1. 申請事業名

2. 助成金の確定額

金

円

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

団 体 名  
所 在 地  
代表者氏名

令和 8 年度茨城県企業連携型 N P O 活動支援事業助成金 概算払申請書

令和 年 月 日付け多推第 号をもって交付決定通知があった上記の助成対象事業の概算払について、令和 8 年度茨城県企業連携型 N P O 活動支援事業助成金交付要項第 17 条 2 項に基づき申請します。

記

1 概算払申請事由

2 交付決定額

金 円

3 概算払申請額

金 円

4 残 額

金 円

茨城県知事 殿

団 体 名  
所 在 地  
代表者氏名

令和 8 年度茨城県企業連携型 N P O 活動支援事業助成金に係る  
消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書

このことについて、令和 8 年度茨城県企業連携型 N P O 活動支援事業助成金交付要項第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 仕入控除税額の控除について

助成金交付額（知事が助成金額確定通知書（様式第 10 号）により通知した額）		円
助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	(a)	円
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	(b)	円
助成金返還相当額	(b) - (a)	円

2 消費税・地方消費税の申告状況について

A	確定申告義務なし
B	簡易課税方式で申告している
C	公益法人等であって、特定収入割合が 5%を超えている。
D	個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
E	仕入控除税額あり

(注) 上記 E に該当する場合は、税額の計算書等を添付して下さい。